



## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「むすびえ」）の役員の報酬および役員に対する実費の弁償等について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 むすびえが報酬を支払うことができる役員は、定款第18条1項に定める理事および監事をいう。

### (理事の報酬)

第3条 役員に対しては、理事会の決議で定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 前項の決議について、報酬を受領する理事は、議決に加わることができない。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬は、月額分を本人の指定する本人口座へ毎月振り込むものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

2 役員がその職務を執行するために要した費用は、むすびえ旅費・経費規程に準じて弁償することができる。

### (報酬の額の決定)

第5条 理事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定める総額の範囲内で、勤務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

2 監事の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定められた総額の範囲内において、勤務の状況等に応じて、監事の協議で決定するものとする。

### (任期の途中での就任および退任等)

第6条 任期の途中において新たに就任した役員に対し、報酬を支払うことができる役員には、就任した日から報酬を支払うことができる。

2 報酬を支払うことができる役員が任期の途中において退任し、または解任され役員でなくなった場合にはその日までの報酬を支払うものとする。

3 報酬を支払うことができる役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支払うものとする。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支払う場合には、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

### 第7条（適用除外）

むすびえの事業の一部を兼務する役員の当該兼務業務については、この規程は適用しない。

### 第8条（改正等）

この規程の制定及び改廃は、理事会が決定し、総会の承認を受けて行う。

### 附 則

この規程は、2019年1月1日に遡及して適用する。

## 給与規程

### (総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ（以下「当法人」という。）の職員の給与について定める。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、月給制または時給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

#### (1) 基本給

#### (2) 手当

該当する職員には、次の手当を支給する。

- 1 業務手当
- 2 扶養手当
- 3 通勤手当
- 4 超過勤務・休日勤務手当

### (基本給の計算方法)

第3条 基本給は、本人の職務内容、業務遂行能力、勤務成績、勤務態度、勤続年数等を総合考慮して個別に決定する。

### (初任給)

第4条 初任給は、技能経験、学識等を勘案し、理事長が決定する。

### (給与改定)

第5条 給与改定の時期は4月1日とする。給与改定の実施については、当法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

2 給与改定は、職員の勤務状況、業績等を勘案して各人ごとに、理事長が決定する。

### (業務手当)

第6条 業務手当は、関与する業務ごとに都度合意の上設定された金額を支給する。

### (扶養手当)

第7条 扶養手当は、毎月1日現在に扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養親族とは、次に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので、理事長が認めた者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 満18歳未満の子および孫
- (3) 父母および祖父母
- (4) 心身に重大な障害のある子および孫

3 扶養手当の額は、扶養親族の状況等を勘案して、各人ごとに理事長が決定する。

4 扶養親族に異動があった場合は、直ちに当法人あてに届け出なければならない。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、最寄駅より勤務先事業所最寄駅までの通勤実費を支給する。ただし、最寄駅までのバス路線距離が1.5km以内の場合は、バス運賃を支給しない。

2 前項の利用する交通機関及び通勤実費については、理事長の承認をする。

3 通勤手当は、原則として毎月通勤に要する実費を支給する。

4 職員が次の各号の一に該当することになった場合、職員は既に支給した通勤手当の残額(解約精算金)を返還するものとする。

(1) 第1項に該当しなくなった場合

(2) 住所又は居所の変更その他の事由により通勤の経路又は手段を変更した場合

(3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの全日数にわたり通勤しなかったときは、既支給通勤手当額の1か月分相当額を返還する

(4) 休職した場合

(5) 退職した場合

(超過勤務・休日手当)

第9条 超過勤務・休日勤務手当は、勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し支給する。

2 超過勤務・休日手当の額は、次により算出した額とする。

(1) 時間外勤務(法定労働時間内の場合)

基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.00

(2) 時間外勤務(法定労働時間超の場合)

基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.25

(3) 時間外勤務(午後10時より翌朝5時まで)

基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.50

(4) 休日(法定外)勤務

基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.25

(5) 休日(法定)勤務

基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×勤務時間×1.35

(6) 上記(4)及び(5)において、午後10時より翌朝午前5時に勤務した場合は、それぞれに0.25を加算する。

(7) 代休を取得した場合は、その時間部分に対し、割増分を支給する。

3 当法人の指示によらないで超過勤務をし、または所定の手続きを怠った場合には、超過勤務手当を支給しないことがある。

(給与の支給日)

第10条 給与の計算期間は毎月1日より末日までとし、支給日は翌月末日(その日が当法

人の休日に当るときはその前日、以下順次繰り上げ)とする。

2 超過勤務手当の計算期間は、毎月末日を締切日とし、翌月の給与支給日に支給する。

(給与の支給方法)

第11条 給与は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこともできる。

2 前項にかかわらず、次の各項目のうち必要な項目を合意のうえ給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 雇用保険料
- (7) その他、控除する旨あらかじめ労使協定にて定めたもの

(給与の減額)

第12条 次の各号の一つに該当する不就労日が生じた場合は、給与は支給しない。

- (1) 産前産後の休業、出勤制限及び休職の規定により生ずる不就労日
- (2) 年次有給休暇・夏期休暇、特別休暇等および通常の遅刻・早退で当法人内で権限のある者による承認を得たものを除く不就労日または不就労時間
- (3) 育児休業の期間における不就労日
- (4) 介護休業の期間における不就労日
- (5) 入社または退職月の不就労日、ただし、死亡による退職の場合は、当月分全額を支給する。

2 次の各号の一つに該当する不就労日または不就労時間が生じた場合は、基本給は支給しない。

- (1) 母性健康管理のための措置、生理休暇の期間における不就労日
- (2) 育児時間の期間における不就労時間
- (3) 子の看護のための休暇の期間における不就労日
- (4) 育児短時間勤務の期間における不就労時間
- (5) 介護休暇の期間における不就労日
- (6) 介護短時間勤務の期間における不就労時間

3 第1項の不就労日が生じた場合の給与は、(基本給+手当)÷当該月の労働日数×不就労日数で得た金額を、給与から控除し支給する。

4 第2項の不就労日が生じた場合の給与は、基本給÷当該月の労働日数×不就労日数で得た金額を、給与から控除し支給する。

5 第2項の不就労時間が生じた場合の給与は、基本給÷(当該年度所定労働時間÷12)×不就労時間で得た金額を、給与から控除し支給する。

(賞与)

第13条 賞与の支給は、行わない。

(雑則)

第14条 この規程の実施に関し、必要な事項については、理事長が定める。

2021年3月1日改定

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	事業年度	2021年4月1日～2022年3月 31日
-----	---------------------------------	------	-----------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

## (1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 領
受取会費	150,000円
受取寄附金	506,801,075円
受取助成金等	73,500,296円
事業収益	11,804,943円
その他経常収益	591,728円
経常外収益	202,706円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	593,050,748円

## (2) 借入金の明細

借 入 先	金 領
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

## (3) その他

2021年9月に有価証券の現物寄附（13,170,842円）を受け入れ、10月に売却。

当該有価証券に関し、受取配当金（202,706円）ならびに有価証券売却損（447,340円）を計上。

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		73,267,848円	助成事業寄付金 使途指定なし寄付金
		64,447,607円	こども食堂応援団事業寄付金 助成事業寄付金
		33,718,878円	助成事業寄付金 受託事業収益
		33,262,000円	地域ネットワーク支援事業寄付金
		17,000,000円	令和3年度新型コロナウィルス 感染症セーフティネット強化交付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		36,314,300円	寄付者獲得のための広告費
		19,283,000円	寄付者獲得のための広告費
		10,600,000円	休眠預金を財源とした支払助成金 謝金
		10,499,000円	休眠預金を財源とした支払助成金
		8,921,564円	休眠預金を財源とした支払助成金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし			,	円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

八 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
		HP等デザイン の業務委託料 支払い	R3.4.1～ R4.3.31	4,073,036円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	1,525,250円	請求書による
		インタビュー 文字起こしへ の謝金支払い	R3.8.31	21,000円	謝金支払依頼書によ る
		学識者会議参 加への謝金	R3.10.28	33,411円	謝金支払依頼書によ る
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	2,061,375円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.4.1～ R4.3.31	2,654,750円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	564,000円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	1,870,375円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	399,625円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	2,372,125円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	1,694,000円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	1,102,105円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	3,224,800円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	383,375円	請求書による
		プロジェクト 業務の業務委 託料支払い	R3.7.1～ R4.3.31	4,326,750円	請求書による

	託料支払い		
	プロジェクト業務の業務委託料支払い	R3.7.1～R3.11.30	1,145,250円
	プロジェクト業務の業務委託料支払い	R3.7.1～R4.3.31	1,401,750円
	プロジェクト業務の業務委託料支払い	R3.7.1～R4.3.31	888,875円
	プロジェクト業務の業務委託料支払い	R3.7.1～R4.3.31	2,665,875円

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

**イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)**

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			報酬	R3.4.1～ R4.3.31	5,700,000円
			給与	R3.4.1～ R4.3.31	
			給与	R3.12.1～ R4.3.31	
			給与	R3.4.1～ R4.3.31	
			給与	R3.4.1～ R4.3.31	
			給与	R3.4.1～ R4.3.31	
			給与	R3.4.1～R3.6.30 R3.12.1～R4.3.31	
			給与	R3.4.1～ R3.6.30	

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します

**ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額**

集計期間	2021年4月1日～2022年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
22人	9,071,942円

**5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]**

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.4.5	60,000円	クリスマスキャンペーン寄付金
		R3.7.15	120,000円	JAIC寄付金
		R3.7.15	40,000円	JAIC寄付金
		R3.7.15	40,000円	JAIC寄付金
		R3.7.15	40,000円	JAIC寄付金
		R3.10.22	300,000円	休眠コロナ緊急枠寄付金
		R3.10.22	300,000円	休眠コロナ緊急枠寄付金
		R3.10.26	300,000円	休眠コロナ緊急枠寄付金
		R3.10.26	300,000円	休眠コロナ緊急枠寄付金
		R3.10.29	300,000円	休眠コロナ緊急枠寄付金
		R4.3.30	7,954,000円	現物寄附（全国共通おこめ券）
支払寄付金合計額			12,694,000円	

支払助成金（797件） *別添の通り			271,773,553円	
2021年度支払助成金返金額			(911,244円)	
支払助成金差引合計額			270,862,309円	
	合 計	283,556,309円		

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

実施日	使 途	金 額
..	なし	円
..		円

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要がありま  
す。但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名	全国こども食堂支援センター・むすびえ	事業年度	2021年4月1日～2022年3月 31日
-----	--------------------	------	-----------------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

書式第17号 5. 支出明細書  
支附金に関する事項 <支払助成金>

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年4月19日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月19日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月19日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
			50,000	
		2021年4月19日	円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000	
		2021年4月21日	円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000	
		2021年4月21日	円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		2021年4月21日	50,000 円	マルエツ募金箱寄付からの地域NW支援
		合計	750,000 円	



2021年4月30日	500,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	450,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	420,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	500,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	500,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	300,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	237,200 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	450,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	500,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
2021年4月30日	100,000 円	カゴメみらいやさい財団助成金
合計	29,578,928 円	

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年5月11日	10,000 円	食品衛生責任者資格取得助成
		2021年5月11日	8,000 円	食品衛生責任者資格取得助成
		合計	18,000 円	

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年 6月 16日	10,000 円	食品衛生責任者資格取得助成
		2021年 7月 19日	5,000 円	食品衛生責任者資格取得助成
		2021年 8月 5日	7,200 円	食品衛生責任者資格取得助成
		合計	22,200 円	

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年 6月 9日	4,881,200 円	休眠コロナ緊急枠助成金
		2021年 6月 14日	2,669,970 円	休眠コロナ緊急枠助成金
		2021年 6月 17日	3,500,000 円	休眠コロナ緊急枠助成金
		2021年 6月 22日	3,242,300 円	休眠コロナ緊急枠助成金
		2021年 7月 21日	2,442,000 円	休眠コロナ緊急枠助成金
		合計	16,735,470 円	

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	40,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	40,850 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	89,629 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	215,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	122,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	210,828 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	230,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	127,160 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	100,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	230,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	220,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	230,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	170,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集
		2021年8月4日	195,000 円	2021年度むすびえ・こども食堂基金 春募集







2021年8月26日	105,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年8月26日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年8月26日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年8月26日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年8月26日	230,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年8月26日	3,860,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年9月27日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年9月27日	200,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年9月27日	100,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
2021年9月27日	222,000 円	2021年度むすびえ・こども 食堂基金 春募集
合計	82,181,507 円	





2021年9月24日	50,000 円	第2回マルエツ・むすびえ基金mini
合計	5,000,000 円	







2021年10月7日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年10月7日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年9月28日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年10月7日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年9月28日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年10月7日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年9月28日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年10月7日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年9月28日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
2021年10月7日	10,000 円	2021年度「むすびえ・こども食堂基金」臨時保険加入助成
合計	1,260,000	

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年 10月 11日	8,921,564 円	休眠通常枠2020
		2021年 10月 11日	10,500,000 円	休眠通常枠2020
		2021年 10月 29日	8,419,584 円	休眠通常枠2020
		2021年 12月 3日	10,499,000 円	休眠通常枠2020
		合計	33,340,148 円	







	2021年11月26日	200,000 円	こども食堂基金(秋募集)
	2021年11月26日	200,000 円	こども食堂基金(秋募集)
	2021年11月26日	200,000 円	こども食堂基金(秋募集)
	2021年11月26日	200,000 円	こども食堂基金(秋募集)
合計		25,480,000 円	





2021年12月15日	80,000 円	ファミリーマート助成金
合計	7,520,000 円	

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年2月25日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年2月25日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年2月25日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini
		2022年1月26日	50,000 円	第3回マルエツ・むすびえ基金mini



支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2022年1月28日	30,000円	タクシーを使った食材配送の実証実験に係る食材購入費
		2022年1月28日	30,000円	タクシーを使った食材配送の実証実験に係る食材購入費
		2022年1月28日	30,000円	タクシーを使った食材配送の実証実験に係る食材購入費
		2022年1月28日	30,000円	タクシーを使った食材配送の実証実験に係る食材購入費
		合計	120,000円	

## 認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ					チェック欄
<b>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 役員及びその親族等</li> <li>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</li> <li><input type="checkbox"/> 各社員の表決権が平等であること</li> </ul> </li> <li><b>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</b></li> <li><b>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</b></li> </ul>						✓
イ	項目 区分	役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (②÷①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	
④	2021年4月1日～2022年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑧	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑨	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時	人	人	%	人	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

□

各社員の表決権が平等である	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ						

## (注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ						
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ						

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無						

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ～Ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓕ」については、イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓕ」）を示したものです。	

## 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないもののをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

## 書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

## 役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 全国こども 食堂支援センター・むすびえ	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
役員数	4人	人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
湯淺 誠		理事		○					2018年9月3 日就任
藤田 淑子		理事		○					2018年9月3 日就任
釜池 雄高		理事		○					2018年9月3 日就任
稻村 審人		監事		○					2019年5月29 日就任

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(freee) 使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(freee) 使用 ルーズリーフ	都度	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	給与計算ソフト(freee) 使用 ルーズリーフ	都度	7年

## (記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」「出金伝票」「振替伝票」「現金出納帳」「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」「ルーズリーフ」「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「隨時」「毎日」「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ							チェック欄																																								
<b>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</b>								<input checked="" type="checkbox"/>																																								
<b>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</b> <b>口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</b> <b>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</b> <b>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</b>																																																
<b>イ</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
<b>口</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)</th> <th>(d)</th> <th>(e)</th> <th>(f)</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無</td> <td>有・<input checked="" type="radio"/></td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>								項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時	役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	申請時																																									
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無																																									

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
<p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>木 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		同意 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）            ② 役員名簿            ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）            ※いづれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
二	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
木	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項            ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項            ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項            • 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引            • 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引            ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日            ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況            a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）            b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項            ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日            ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

## (注意事項)

・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添

## 認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ
-----	------------------------------

## 認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

## 認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						✓
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	Ⓕ	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

## 認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること						チェック欄
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	平成 年 月 日			

## (注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付 書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ